上尾市立保育所における紙おむつ等の定額制サービス業務に関する覚書

本市と、本覚書に基づき紙おむつ等の定額制サービス業務を行う事業者(以下「サービス事業者」という。)は、上尾市立保育所(以下、保育所という。)に入所している児童が保育所で使用する紙おむつ及びおしりふき(以下、「紙おむつ等」という。)の提供を行うものとし、次のとおり覚書を交わし、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

1 目的

この覚書は、紙おむつ等定額サービス事業を適正に実施するための必要な事項を示すものである。

2 実施期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

3 用語の定義

- (1)サービス 保育所で使用する紙おむつ等を月額定額制で利用することができるものをいう。
- (2)利用者 サービスの利用を希望する児童の保護者

4 サービスの導入

(1)サービスの導入は保育所単位とし、1所につき利用希望者が 1名以上となる場合にはサービスを導入するものとする。

5 紙おむつ等の規格 この覚書にかかる紙おむつ等のサイズ及び銘柄は次のとおりとする。

種類	サイズ	タイプ	銘柄
	S	テープ	
	М	テープ	
紙おむつ		パンツ	
	L	テープ	
		パンツ	
	Big	パンツ	
おしりふき			

6	#-	・ビスネ	EIII	田岩	4	全
U	٠,	レヘ	עיו	734	`	717

(1)サービスの利用月額は、	円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
(1)ソーレ人の利用月蝕は、	一口(月見枕及ひ北刀)月見枕を占む)とする。

(2)契約は児童 1 人につき 1 契約とする。

7 契約方主体及び契約期間

- (1)契約は、サービス事業者が直接利用者と締結するものとする。
- (2)契約期間は1カ月毎とし、「2 実施期間」に定める事業実施期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とする。
- (3)「2 実施期間」に定める事業実施期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とする。
- (4)「2 実施期間」に定める事業実施期間中に利用希望者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とする。
- (5)利用希望者がおらず、未導入となっていた保育所において事業実施期間途中に1名以上の利用希望の申し込みがあった場合は、利用希望に応じて導入に応じること。

8 請求及び支払い

利用料金の支払い及び還付等、支払いに付随する業務についても、サービス事業者と利用者間で行うこととし、本市は一切の費用を負担しない。

9 納入場所

別紙一覧表のとおり

- 10 紙おむつ等の納品について
- (1)紙おむつ等の納品に搬入にあたっては、保育に支障のないよう配慮すること。特に、児童の安全確保については、格段の配慮を行うこと。
- (2)搬入等の日程、時間帯については、保育所とサービス事業者において協議し定める。

11 遵守事項

- (1)作業の遂行にあたり、運搬車両に関し道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関連法令を遵守しなければならない。
- (2)作業中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (3)作業上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、実施期間満了後及び覚書解除後においても同様とする。

12 契約の解除権

本市は、サービス事業者が次のいずれかに該当するときは、サービス事業者と保護者間で締結する本事業の契約を解除することができる。

- (1)正当な理由なく本覚書及び本事業仕様書に基づくサービス業務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2)サービス業務の履行について不正な行為があったとき。
- (3)サービス業務の履行にあたり本市の指示に従わないとき又は本市の職務の執行を妨げたとき。
- (4)本市に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
- (5)前各号のほか、本覚書に違反し、その違反により本覚書の目的を達することができないと 認められるとき。

13	その他
----	-----

本覚書に記載のない事項については、本市とサービス事業者が協議のうえ決定するものとする。

令和 年 月 日

発注者

上尾市 上尾市長

ΕD

受注者

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印